ポスト

令和８年８月6日
金融庁

「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」の公布について

本日、「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行されました。

本件の概要は、以下のとおりです。

１．趣旨

貸金業法に基づく規制は、多重債務者の防止をはじめ借入者の保護を図ること等を目的とするものであるが、他方、令和８年熊本地震の被災者が、貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続き等が問題となって、本来なら借りることができる資金を借りられないという不都合が生ずるおそれがあれば、これを取り除く必要があることから、貸金業法施行規則の一部を改正するもの。

２．概要

（１）総量規制の例外とされている「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の借入手続等の弾力化

（２）総量規制の例外とされている個人事業主の借入手続の弾力化

（３）極度額方式によるキャッシング（総量規制の枠内貸付け）の借入手続の弾力化

（４）総量規制の例外とされている配偶者の年収と合算して年収を算出する場合の借入手続の弾力化

詳細については、以下をご参照下さい。

- 概要［別紙１］
- 貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令［別紙２］

なお、本件の府令は、行政手続法第39条第４項第１号で定める「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、手続を実施することが困難であるとき」に該当することから、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

（参考） 貸金業者が被災者の方々の資金需要に適切に対応するにあたっての参考資料

- 「令和８年熊本地震による被害を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について（日本貸金業協会へ発出した要請文）」［別紙３］
- 「総量規制の例外となる貸付けに係る貸金業法施行規則の規定について」［別紙４］

相談・手続・採用情報
- 各種窓口のご案内
  - 金融サービス利用者相談室
  - 金融行政モニター
- 情報公開等
- パブリックコメント
- 申請・届出・照会
  - オンライン行政手続
- 入札公告等
- 採用情報

金融庁の行政相談においては、「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応について方針を定めています。

新着情報配信サービス
金融事業者一括検索機能
金融庁チャットボット（よくある質問）
金融庁ソーシャルメディアアカウント
関連リンク
金融庁金融研究センター
証券取引等監視委員会
公認会計士・監査審査会

問合せ先

- **電話受付**

  受付時間：平日10時00分～17時00分

  電話番号：０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１１）

- **ウェブサイト受付**

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

企画市場局　総務課　信用制度参事官室（庁内用：3558、3537）

サイトマップ

- **金融庁について**
  - 組織
    - 大臣・副大臣・政務官
    - 金融庁の概要
    - 金融庁の改革
    - 所管の法人
    - 予算・決算
    - 政策評価
    - 採用情報
- **報道・広報**
  - 報道対応
    - 報道発表資料
    - 記者会見
    - 大臣談話等
  - 広報活動
    - アクセスＦＳＡ（広報誌）
    - 白書・年次報告
    - 職員による講演等
    - 職員による寄稿等
    - 利用者の方へ
    - 注意喚起情報
    - 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
    - よく閲覧されているページ
- **政策・審議会**
  - 基本方針等
    - 金融行政方針
    - 政府方針における金融庁関連の施策
  - 政策テーマ・施策
    - 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
    - 政策テーマ等一覧（全体）
  - 審議会・研究会等
    - 審議会・研究会等一覧
  - 研究・調査
    - 金融研究センター
- **法令・指針等**
  - 所管法令等
  - 検査・監督の基本方針等
    - 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
  - 監督指針・事務ガイドライン
    - 監督指針一覧
    - 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
  - 告示・ガイドライン・Ｑ＆Ａ等
    - 告示・ガイドライン・Ｑ＆Ａ・法令解釈事例集一覧
  - 金融上の行政処分等
- **金融機関情報**
  - 全金融機関共通
  - 預金取扱金融機関（銀行等）関連
  - 保険会社関連
  - 金融商品取引業者等関連
  - 金融会社関連
- **国際関係情報**
  - 国際関係の取組み
    - 国際金融センター
    - 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
    - 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
  - 国際基準設定主体等の公表資料等
    - 金融安定理事会（FSB）
    - バーゼル銀行監督委員会（BCBS）
    - 保険監督者国際機構（IAIS）
    - 証券監督者国際機構（IOSCO）
    - 金融活動作業部会（FATF）
    - その他
- **アクセスＦＳＡ（広報誌）**

▲ ページの先頭に戻る

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government　（法人番号6000012010023）
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3－2－1 中央合同庁舎第７号館
電話番号：03-3506-6000